

議案第 23 号

石岡市個人情報保護法施行条例を制定することについて

石岡市個人情報保護法施行条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるため。

石岡市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求に関する手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の実費相当額を負担しなければならない。

(請求の手續)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(審査会への諮問)

第5条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、石岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年石岡市条例第 号）第1条に規定する石岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、法及びこの条例に基づく個人情報保護制度の運用状況について一般に公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(石岡市個人情報保護条例の廃止)

第2条 石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(石岡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 施行日前に旧条例第12条、第15条、第16条又は第17条の規定による請求がされた場合における旧条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

第4条 施行日前に旧条例第23条の規定により設置された石岡市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際当該諮問に係る調査審議を終えていないものに限る。）は、石岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年石岡市条例第 号。以下「新条例」という。）の施行日において、同条例に規定する石岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、新条例の定めるところにより新審査会により行われたものとみなす。

第5条 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第23条第5項の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(石岡市情報公開条例の一部改正)

第6条 石岡市情報公開条例（平成17年石岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文書、図画、写真、マイクロフィルムその他これらに

類するもの」を「文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）」に改める。

第7条第1項中「14日」を「30日」に改め，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 請求に係る情報が著しく大量であるため，請求があった日から60日以内にその全てについて情報の公開の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には，前2項の規定にかかわらず，実施機関は，当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に情報の公開の決定等をし，残りの情報については相当の期間内に公開の決定等をすれば足りる。この場合において，実施機関は，第1項に規定する期間内に，請求者に対し，次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの情報について公開の決定等を行う期限

第9条を次のように改める。

（公開しないことができる情報）

第9条 実施機関は，次の各号のいずれかに該当する情報については，当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑

の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第12条中「石岡市情報公開審査会」を「石岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第13条を削り，第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

(石岡市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 施行日前に改正前の石岡市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」

という。)第12条の規定により石岡市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際当該諮問に係る審議を終えていないものに限る。)は、新条例の施行日において、同条例に規定する新審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた審議は、新条例の定めるところにより新審査会により行われたものとみなす。

第8条 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第13条第6項の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年石岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開審査会委員の項及び個人情報保護審査会委員の項を削る。

(石岡市いじめ防止対策推進条例の一部改正)

第10条 石岡市いじめ防止対策推進条例(令和2年石岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「石岡市個人情報保護条例(平成17年石岡市条例第17号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び石岡市個人情報保護法施行条例(令和5年石岡市条例第 号)」に改める。